

日常生活用具費の支給

日常生活用具とは、障害者及び障害児の日常生活の便宜を図ることを目的とした用具です。
これらの用具の購入又は修理（日常生活用具として公費で購入したものに限り）に要する費用を日常生活用具費として支給しています。

1. 日常生活用具の種類

別表の日常生活用具一覧にて御確認ください（ホームページにも掲載しております。）。

2. 支給までの流れ ※用具購入後に申請はできません。

1	相談・問い合わせ	購入前に、用具の品目と支給要件をお問い合わせください。
2	申請	①申請書 ②見積書（業者作成のもの） ③カタログ を提出してください。 （品目によっては 所定の意見書が必要になる場合があります。）
3	支給決定 通知	支給が認められた場合、市から下記の書類が送付されます。※ ・日常生活用具費支給決定通知書（障害者又は障害児の保護者あて） ・日常生活用具費支給券（業者あて）
4	用具の引き渡し 自己負担額の支払い	申請者は用具の引き渡しを受けた後、業者から渡される 「日常生活用具費支給券」に記名し、業者へ返却してください。 申請者は、業者に利用者負担分の支払いを行ってください。

※ 書類に不備がない場合、概ね10日程度で支給の可否を決定します。

3. 費用

基準額の範囲内で支給決定を行います。利用者は基準額の原則1割を負担し、残り9割を公費で支給します。なお、世帯の所得に応じて利用者負担の「上限月額」を設定しています。

※対象者が障害者（18歳以上）の場合、

本人又はその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上であると、本制度の支給対象外となります。

利用者負担の「上限月額」

区分	世帯の課税状況等	負担の「上限月額」
一般	市民税課税「世帯」	37,200円
低所得	市民税非課税「世帯」	0円
生活保護世帯	生活保護等の「世帯」	0円

※上記表の「世帯」の範囲は下記表のとおりとなります。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害者とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

お問い合わせ

川越市役所 障害者福祉課

☎ 福祉サービス担当	TEL 049-224-6317	（日常生活用具費支給決定に関すること）
☎ 障害給付担当	TEL 049-224-6312	（公費負担額の請求、支払に関すること）
各担当共通	FAX 049-225-3033	

